

若手弁護士の将来を考える会

ニュースレター

代表世話人・石丸幸人が、『2008年8月29日付 週刊法律新聞 論壇』に先に行ったアンケート結果を踏まえての司法制度改革に対する見解を寄稿いたしました。

平成20年(2008年)8月29日 第1777号 週刊法律新聞

★☆☆2008年9月2日配信★☆☆

激変する法曹環境、「真の法曹の在り方」を貴方とともに考え行動します!

若手弁護士の将来を考える会

TEL: 03-5950-0275

弁護士取り巻く環境変化

今年六月、「若手弁護士の将来を考える会」でアンケートを実施した。発足間もなく、また認知・周知の徹底がなされていない存在である同会が企画したアンケートに、「果たしてどれだけの回答があるのか」という漠然とした不安があったのは事実である。また、本来であれば、より多くの弁護士に協力をお願いすべきところを、東京の三千名という限定された方にしか依頼できなかった状況を考え合わせると、結果的に回答数二百件弱・回答率六〇超という数字は予想を大幅に上回るものである、同時に驚愕に値するものである。



石丸 幸人

と言え、
真を返せば、今般の司法制度改革に伴い弁護士を取り巻く環境の急激な変化に対応しきれずに戸惑うと同時に、大きな危惧を抱く方がそれだけ多く存在すること、弁護士会への依存のみでは解決が困難であるとの思惑が具現化されたとも言えるのではないだろうか。

弁護士大増員と裁判員制

このたびのアンケートにおいて司法制度改革に関する設問は、「弁

護士大増員問題」と「裁判員制度」の二つであった。

まず「弁護士大増員問題」に関しては、実に九五〇近い圧倒的多数が合格者数見直し、または増員策の白紙撤回を望む結果となった。具体的な適正合格者数の見解としては、五〇〇以上の方が千人以下と判断し、千五百人以下が適正と考える方を加えると、その数値は八五〇近いものとなる。

出直し必要な司法改革

幻想から覚醒、過去と決別を

発する各種声明等を鑑みると、具体的数値は別としても、ある程度予測可能な範囲内のものであり、当然の帰着であったと言える。

今般の司法制度改革につき、懐疑的な意見を持つ会員が多数存在することはアンケート結果にも如実に現れており、周知の事実であるにもかかわらず、日弁連はと言いつつ、七・一八緊急提言に象徴されるように優柔不断対応の域を脱し得ていないのが現状であり、若手弁護士の鬱積は上昇の一途をたどっているのでは

なからうか。
その象徴的出来事としての大阪弁護士会八・六臨時総会での紛糾は記憶に新しい。執行部を擁護するこれまで極めて恵まれた状況に身を置いていた、テラン弁護士と、自らの存続の危機に直面し右往左往する若手弁護士との意識の乖離(かいり)は、弁護士業界の分裂・崩壊の危険性を孕(はら)んだもので看過できない状況にあるとの判断もあり、私たちが「若手弁護士の将来を考える会」の活動の根源にも、その危機意識が要素に含まれるのも事実である。

論壇

戦後復興の立役者たる企業・財界の意向におもねる形で政権の運営・維持を模索してきた日本の政治の悪

しき慣習は、未だに踏襲されており、今般の司法制度改革も、それを前提に構築されたものと推察せざるを得ない内容である。ただし、真に国民のためとなる改革であるならば、これを否とする根拠は何もないわけで、弁護士も全力をもって協力をする意向を持たねばなるまい。

私的には弁護士資格に関して言えば、単なる資格にすぎない物であり、その業務に至っては究極のサービス業である位置付けのものである。よって、「弁護士大増員問題」も恒久的な削減を求めるものではなく、政財界が意図するところの弁護士増員ではなく、真に国民の利便性を追求した増員であるならば大いに歓迎されるべきものと考えられる。

下云々を見直しの要因とするこの愚策性である。そのこと自体、司法制度改革案が閣議決定された時点で十分に想定できたにもかかわらず、何の策も事前に講じてこなかったゆえの現状なのではないか。

そもそもこの司法制度改革について言えは、財界等の思惑で規制緩和・自由競争の促進により、弁護士業界の影響力を相対的に弱めようとする意識が根底にあり、国民はその隠れ蓐として利用されるにすぎないと感ずるのは、私だけではいはずである。

国民最優先の司法改革を
政府ならびに日弁連は、度原点に立ち返り、改めて国民のニーズに合った第二次司法制度改革案を十分な調査・検証のもとに練り上げ、その後政府はそれ相応の予算を割いたうえで弁護士・検事・判事をパランスの取れた形で増員し、なおかつ過疎地対策の新システム構築や弁護士の配置施策等も行っていくべきである。質の問題に關しても、単産重視のツケの賜物に外ならず、心太りに生産するために研修期間を短縮し、OJTもままならない状況となり得るシステムによって起るべくして起る

りえたものであり、決して個人の資質に起因するものでないことを現修習生や法科大学院生の名譽のためにも明言したい。また、この件に關しても、それなりに国家予算を割いて設備環境やシステム構築を行っていくべきと考える。

「裁判員制度」に關しても前述の通り、政財界の思惑の方モフラッシュユのための施策にすぎず、ニーズもなければ、だれも望まない制度であるにもかかわらず、「国民のための司法改革」のお題目としてののみために断行されようとしている。

裁判員制度そのものを再検討するのではなく、取り調べの可視化問題等周辺に山積する諸問題と付け合わせて慎重に議論を行う必要がある、一朝一夕に安易な発想で決定すべきものでないことは、人権最優先で考えれば当然であろう。

今後における「若手弁護士の将来を考える会」の活動目標は、まず若手弁護士へ時代の変化・ニーズに適應するための意識改革とその実践を唱え広めること、そして、その意識を弁護士業界全体として共有できるような弁護士会執行部等との連携を構築することである。それと併せ、改革意識を持った新しい弁護士像を国民・マスコミ報道・政府・財界等に理解頂きたいうえで、真の国民のための司法制度改革実現を第一義に推進していきたい。

最後に今回このような機会を頂いた週刊法律新聞に感謝申し上げますとともに、この寄稿の目を通し一人でも多くの賛同者が現れることを切に願う次第である。

(若手弁護士の将来を考える会)
代表世話人、弁護士法人アディーレ法律事務所代表弁護士、東京弁護士会(員)

本ニュースレターの内容に関するご意見・お問い合わせは下記までお願いいたします。
＜お問い合わせ＞ 弁護士法人アディーレ法律事務所内 若手弁護士の将来を考える会
事務局担当：高部 E-mail: info@wakaben.jp TEL: 03-5950-0275
〒170-6037 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60/37F URL: http://www.wakaben.jp